

基労補発 0712 第 2 号
平成 24 年 7 月 12 日

独立行政法人労働者健康福祉機構
理 事 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補 償 課 長

「セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は
労災保険の対象になります」（リーフレット）の送付について

日頃から、労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、労災補償制度の周知等については、かねてより特段の御配慮を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した方は、労災請求やその相談を控える場合があることから、今般、被害者の適切な労災請求に資するようリーフレットを作成しましたので、貴殿におかれましても、様々な機会において本リーフレットが活用されるよう、周知について特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、本リーフレットについては、都道府県産業保健推進センター及び連絡事務所に対して各 50 部、労災病院に対して各 30 部を当方から別途送付することとしておりますので、御承知おきください。

（配布物及び配布数）

「セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は労災保険の
対象になります」

40 部

【連絡先】

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
職業病認定対策室職業病認定業務第一係

TEL：03-5253-1111

（内線 5570、5572）

FAX：03-3502-6488